

議案第五十五号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

昭和六十三年四月二十七日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年四月廿七日 原案承認

三朝町議会議長 安井由行

専決第二 号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について次のとおり専決処分する。

昭和六十三年三月三十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

三朝町条例第二十号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三十九万円」を「四十万円」に改める。

第十条中「三十九万円」を「四十万円」に改め、同条第二号中「二十万五千円」を「二十一万円」に改める。

第十条の二ただし書中「又は法第三百十七条の六第一項の給与支払報告書」を「（当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者のすべてが法第三百十七条の二第一項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者である場合には、法第三百十七条の六第一項又は第三項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）」に改める。

附則第九項を削る。

附 則

（施行期日）

／ この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第二条及び第十条の規定は、昭和六十三年年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第十条の二の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十三年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 改正前の三朝町国民健康保険税条例附則第九項の規定により読み替えて適用される同条例第十条の規定による昭和六十二年分分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。